

## 契約を勧められても、断っていいですよ

### 【事例】

共同アンテナが撤去されることになり、テレビの視聴方法をどうするか迷っているときに、事業者の訪問を受けインターネットテレビの視聴を勧められた。併せて、携帯電話の通信会社も変えるとお得になると言われた。どうも話がうますぎるように思えるが、断ることはできるのか。

### 【アドバイス】

共同アンテナが撤去されると、自分でアンテナを上げるか、インターネットなどを利用する視聴方法を契約するか、何らかの手立てをしなければなりません。事業者の進める方法が適切か、家屋の状態やテレビ視聴の利用状況(視聴時間や視聴頻度、番組の好み等)をよく考えて適切な方法を選択してください。また、携帯電話の通信会社を変更することがお得になる場合もありますが、携帯電話の現在の契約状況、ご家族の契約状況によっては、逆に、費用負担が増えたりすることもあり、世帯によってさまざまです。

今回のように、何らかの対応を迫られているときに勧誘を受けると、急いで契約しなければという気持ちになりがちですが、あわてず、ご家族などとよく相談し、じっくり考えて契約してください。契約後は、一定の場合を除き(クーリング・オフなど)、簡単に解約することはできません。違約金が発生する場合があります。

勧められたからといって必ず契約しなければならないわけではありません。疑問があったり、迷いがあったりする場合は、「断ること」も大切です。

おかしい、困った、どうしよう?と思ったら迷わず消費生活相談へ!

相談方法: 来庁または電話

相談内容: 悪質商法に関する相談、クーリング・オフや契約等について

相談日: 毎週**火曜日・金曜日** (左記以外は受けのみ)

相談時間: 午後1時~4時 (**受付は3時30分まで**)

相談場所: 役場3階 ミーティングルーム (まずは4階産業建築課にお越しください)